

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会 第1回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和5年8月3日(木) 午後2時30分～3時30分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 橋口、宮川、森部

労働者代表委員 鎌田、重黒木、中川

使用者代表委員 河野、酒匂、野口

事 務 局 吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、第1回目の宮崎県最低賃金専門部会を開会いたします。

最初に本日の議事録の確認は、重黒木委員と野口委員にお願いします。

開会に先立ちまして労働基準部長から一言ご挨拶申し上げます。

【基準部長】

委員の皆様には、本審に引き続き専門部会にご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

この専門部会では、先ほどの第2回最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から伝達された目安額や宮崎県内の経済雇用情勢、労働者を取り巻く環境等を踏まえ、宮崎県最低賃金の改正に向けた具体的な審議を進めていただくこととなります。

委員の皆様には大変厳しいご判断をお願いするところではありますが、最低賃金が労働者の生活の安定と事業の公正な競争の確保を図ることを主な目的としていることから考えますと、出来る限り早期の発効を目指してご審議いただきますとともに、結審の際には、「全会一致」に至るよう審議会の運営にご尽力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

【室長補佐】

本日は、9名全員の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、初めての専門部会ですので、部会長と部会長代理が選ばれるまで、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思っております。

なお、専門部会委員任命の辞令は、席の上に置かせていただいておりますので、ご確認の上お受け取りください。

次に、資料につきましては、

専門部会委員名簿

専門部会運営規程

生活保護と最低賃金との比較

基礎調査結果
審議会運営計画案
答申日と効力発生予定日一覧
となっております。

それでは議題1の「部会長及び部会長代理の選出について」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法第24条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」ことになっています。

従来、労使の代表者協議により推薦をいただいているところですが、既に協議済みであればご発言いただきたいと思います。

中川委員いかがでしょうか。

【中川委員】

事前に使用者側委員と協議しております。

部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員をご推薦したいと思います。

【室長補佐】

ただいま、部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員の推薦がありました。ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、部会長を森部委員、部会長代理を橋口委員にお願いしたいと思います。
森部部会長にはそのままの席で、ご挨拶と以後の進行をよろしくお願いします。

【森部部会長】

部会長を仰せつかりました森部と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど本審で報告がありましたとおり、7月6日の運営小委員会で、「宮崎県最低賃金の改正については、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかかわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行う」と確認されたところです。

慎重かつ迅速な審議を心掛けるとともに、全会一致に至るよう努力したいと思いますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

議題2「生活保護費と最低賃金との比較結果について」です。

中央最低賃金審議会の目安答申によりますと、宮崎県の最低賃金は生活保護水準を上回っているようですが、まずその比較方法の考え方や宮崎県における比較結果を事務局から説明してもらいたいと思います。

【室長補佐】

生活保護と最低賃金との整合性について、宮崎県における比較結果を説明します。

まず、生活保護費と最低賃金を比較する理由ですが、これは、最低賃金法第9条で、「最低賃金を決定する要素のうち労働者の生計費については、「生活保護との整合性にも配慮する」というように規定されているからです。

そのため、最低賃金額で働いたときの手取額が生活保護費より低くないかを確認する必要があります。

資料につきましては5頁以降になりますので、ご覧ください。

先ほどの第2回本審資料に、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会に出された資料、生活保護と最低賃金との比較結果が、都道府県ごとにグラフで示されています。

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について、宮崎県の計算を行った資料を7頁に示しております。

中央最低賃金審議会による比較方法の基本的考え方ですが、まず、生活保護の給付は何を採用するかが問題になります。生活保護は8つの扶助がありますが、このうち、最低賃金と比較するのは、生活扶助と住宅扶助の合計とされております。

具体的には、6頁にございますが、生活扶助基準の1類費と2類費と期末一時扶助費の合計を人口加重平均し、それに住宅扶助実績値を加えます。生活扶助基準は冬季加算を含めて算出します。

資料7頁の宮崎県の計算で説明します。

級地区分については、宮崎市が2級地-1、都城市と延岡市が3級地-1、その他の市町村はすべて3級地-2であり、それぞれの月額により算出します。

冬季加算と期末一時金については、月額換算を行います。

宮崎県は「冬期加算地区区分」が「区」になりますので、加算される月額は2,630円です。

冬季加算は11月から3月までの5ヶ月間支給されますので、1年を平均した月額に換算して、 $2,630 \text{円} \times 5 \text{月} \div 12 \text{月}$ で、1,095円が換算額ということになります。

期末一時扶助費は年額ですので、 $\text{年額} \div 12 \text{月}$ で月額に換算します。

以上、生活扶助の基準額をもとに級地ごとに人口加重したものを平均すると、7頁の(1)の下にありますように、生活扶助基準は月額で71,108円になります。

また、住宅扶助費の実績額は、ここには根拠資料を付けておりませんが、計算資料の(2)のとおり、宮崎県全体の平均が月額で20,233円になります。

生活扶助費と住宅扶助費を合計すると、91,341円になります。

この額が、資料の5頁の3列ある数字の一番左の「生活保護」の列、宮崎県の91,341円と一致します。

最低賃金は時間額で決められていますので、生活保護費と比較するために、最低賃金額を月額に換算する必要があります。生活保護費の最新の値が令和3年度ですので、比較する最低賃金額も令和3年度のものとなります。

令和3年度発効の宮崎県最低賃金額は821円ですので、これを月額に換算します。

資料8頁に計算してありますが、

最低賃金額つまり821円に1か月平均の法定労働時間である173.8時間を掛けて、さらに0.816を掛けます。

この0.816は、いわゆる手取額を計算するために、税金や社会保険料を考慮した可処分所得を求めるための係数です。

これで計算しますと、116,435 円となりまして、資料5頁の真ん中の欄の宮崎のところにある数字と一致します。

以上のことから、令和3年度の宮崎県的生活保護費は91,341 円。宮崎県最低賃金(月額)は、116,435 円となり、宮崎県最低賃金は、生活保護費を、月額で25,094 円上回っていることとなります。

説明は以上です。

【森部部会長】

ただ今の説明について、何か質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

【森部部会長】

それでは、令和3年度における宮崎県最低賃金は宮崎県的生活保護費を上回っていることを、専門部会としてあらためて確認したということで今後の審議を進めていきたいと思えます。

また、本審への部会報告書にその旨盛り込み報告したいと思えますがよろしいですか。

(異議なし)

【森部部会長】

ありがとうございます。

次に、議題3「最低賃金に関する基礎調査結果について」です。調査結果について事務局から説明をお願いします。

【室長補佐】

「令和5年度 最低賃金に関する基礎調査結果」の説明をいたします。

資料は9頁からになります。まず、11 頁をご覧くださいと、調査の概要を記載しております。この調査は、宮崎県最低賃金の調査審議の基礎資料を得るために県内の賃金実態を調べたものになります。

調査対象事業所は宮崎県内の事業所であり、業種と規模については、「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、「各種商品小売業」は常用労働者100人未満、それ以外の各種商品小売業を除く「卸・小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療・福祉業」、「サービス業」については、常用労働者30人未満を対象としております。

提出された対象事業所の件数は、916 事業所、標本労働者数は8,540 人であり、これを調査産業の合計労働者数『137,573 人』に還元して集計しています。

参考までに、宮崎県全体の労働者数は約40 万人となっております。

なお、今回の報告は、地域別最低賃金に関するものとしておりますので、「肉乳製品製造業」、「電気機械器具製造業」、「各種商品小売業」、「自動車新車小売業」の特定最低賃金が適用される4業種の事業場は除外されますが、4業種の特定最賃の適用除外労働者、清掃・軽作業等の労働者は含まれています。

12 頁には、未満率と影響率の説明を載せております。ここに記載されておりますとおり、未満率とは現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、

最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことになります。

13 頁には、分位数などの分布特性値の説明を載せております。

14 頁は、地域別最低賃金にかかる引上額に応じた改定率、影響率を一覧表に取りまとめたものです。まず、改定率ですが、昨年度の引き上げ額は 32 円で、821 円からの改定率は 3.90%でした。

今年の目安額は、先ほど出ましたけれども、C ランク 39 円ということになっておりますが、引上げ額ごとの改定率は表のとおりです。

次に未満率を見てもみますと、853 円の現在は 1.69%となっており、昨年 1.41%より 0.28%上昇しています。

影響率を 854 円から掲載しています。昨年度は 1 円引き上げで 7.28%でしたが、今年は 6.31%となっており。また、860 円までは 10%未満ですが、861 円からは 11%を超えています。また、870 円から 871 円、880 円から 881 円、890 円から 891 円の引き上げ等の、切りのいい数字で影響率が大きくなる傾向があると思われ。ます。

なお、900 円から 901 円の引き上げが 20.31%から 24.65%と 4%を超える影響率の変動がみられます。

今年の目安額の 39 円では、影響率は 18.78%となっております。

15、16 頁は地域別最低賃金と全産業の賃金特性値の推移、17、18 頁は地域別最低賃金と全産業で、就業形態別賃金特性値の事業所規模別の比較を表にしたものです。

15、16 頁の賃金特性値の推移では、第 1 二十分位数はこれまでも最低賃金額に近い額で推移していましたが、今年も同様の傾向となっております。

17、18 頁の就業形態別賃金特性値の比較ですが、グラフにもありますとおり、第 1 二十分位数から中位数までの金額の状況は、一般労働者に比べてパートが緩やかになっており、パート労働者の賃金額の分散が小さい傾向となっております。

19 頁は、地域別最低賃金の適用業種で、業種別に賃金を比較しています。未満率は、業種ごとに、0.66%～3.79%となっております。医療、福祉で最も低く 0.66%、製造業で最も高く 3.79%となっております。

また、地域別最低賃金適用のパート労働者、飲食・宿泊業の第 1 二十分位数から中位数までの金額の分散が小さく、中位数で 1,000 円未満となっており、賃金額の分散が小さい傾向となっております。

資料説明は以上です。

【森部部会長】

ありがとうございます。ただ今、事務局から基礎調査結果について説明がありましたが、ご質問はないでしょうか。

(質問なし)

【森部部会長】

それでは、議題 4「今後の審議の進め方」について協議したいと思います。

最低賃金法第 25 条第 6 項では、「審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする」とされています。

この点について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金法第 25 条におきまして、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとされ、規則において、最低賃金審議会は前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び使用者の意見を聴くものとする、と規定されております。

また、意見陳述者、参考人と言いますが、意見陳述者は意見を的確に主張できる人選とすること、専門部会の労使各側委員の意向を十分に尊重することとなっております。

本件は期日までに「意見」が 3 件提出され、このうち 2 件について陳述を希望されました。

本日委員の皆様のご審議で、意見陳述を認めることが確認された場合は、第 1 回専門部会後に電話により、参考人氏名、発言要旨、資料を、部会の前開庁日の 7 日 12 : 00 までに提出するよう求める予定ですが、やむを得ず間に合わない場合には当日資料 14 部を持ち込むことも可能としたいと考えております。

以上が参考人聴取についての説明でございます。

【森部部会長】

先ほどの本審で、「要請書」を提出された「日本民主青年同盟宮崎県委員会」様と「宮崎ふれあいユニオン」様は意見陳述を希望されていることが確認されました。

意見陳述を希望している 2 件について、意見聴取を認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、次の第 2 回専門部会で参考人意見聴取を行うこととします。

次に、労使それぞれ、意見聴取を予定している参考人がいますか。

(意見なし)

【森部部会長】

無いようですので、続きまして、議題 5 の「令和 5 年度宮崎県最低賃金額改定に関する労・使の基本的考え方について」御意見をお願いします。

それでは、まず、労側からお願いします。

【鎌田委員】

私、鎌田の方から見解を説明したいと思います。

ペーパーがございますので、今から配付をさせていただきます。

(各委員に労働者側の基本的見解を配付)

それでは、ポイントを絞って説明させていただきます。まず、1 ページのところでございます。

の 1 「法の趣旨」についてでございます。日本国憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を明記してございます。改めてご確認をお願いいたします。

下段の方でございます。の 2 「宮崎県最低賃金対象者の現状」でございます。四角囲みにあ

りますとおり、仮に 2,080 時間、法定労働時間働いても年収は 177 万円程度にしかありません。いわゆるワーキングプア水準に留まっているという現状でございます。

続きまして、2 ページをお開きください。「宮崎県の経済情勢について」でございます。「概要」をご覧ください、宮崎県の景気は、緩やかに回復している傾向でございます。

続きまして、3 ページをお開きください。「宮崎県の雇用失業情勢について」でございます。表の方をご覧ください、宮崎の有効求人倍率は、九州各県の中で、6 月は 2 番目、5 月は 1 番高い有効求人倍率となっております。

「パートタイム労働者募集金額」でございます。4 行目をご覧くださいまして、5 月の求人募集賃金下限平均 980 円となっており、853 円の宮崎県最低賃金と比較し、127 円もの乖離が生じてございます。

続きまして、「2023 年春季生活闘争について」でございます。こちら 6 月 30 日現在でございますが、「未来につながる転換点」となり得る高水準の回答となりました。

とりわけ(3) 有期・短時間・契約等労働者の賃上げでは、時給が 52.78 円、四捨五入して 53 円の賃上げとなっております。

続きまして、お捲りいただきまして、4 ページでございます。「令和 4 年 10 月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移について」でございます。こちらビデオメッセージでも丁寧に説明が全国の方でもあったと記憶してございます。我々、宮崎市の方では、この 10 月の 4.2% から 5 月の 3.3% まで、持家の帰属家賃を除く指数でございます。平均にしますと、3.8% の上昇率があったというところでございます。

以上の数値を用いまして、最後でございます。の審議についてでございます。

1 つ目でございます。最低賃金に対する社会的な注目が年々高まっており、今年は 30 年ぶりの賃上げの流れも受けて昨年以上に注目されています。コロナ禍で落ち込んだ経済が回復に向かいつつあるまさにこの局面で、日本経済のステージを転換し経済を持続的な成長へと導くためには、本年の春季生活闘争でかつてない水準で実現した賃上げの成果を、未組織の労働者へも広く、確実に波及させる必要がございます。

2 つ目でございます。こちらは物価上昇のことを記載してございます。特に、2 行目、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しているということでございます。また、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により消費者物価指数の総合は押し下げられていますが、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないと思っております。

続きまして、3 つ目につきましては、物価上昇に実質賃金が追いついていないというところを記載させていただいております。

4 つ目でございます。労働市場でも募集賃金の上昇が見られますが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人財確保に重きを置いていることの現れでございます。また、人財不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人財確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務でございます。

5 つ目でございます。こちらは毎年説明させていただいております。地域間格差というところ、「額差」を縮小させていくことが必要でございます。

6 つ目でございます。最低賃金の引上げは、環境整備の観点もセットで論議すべきでございます。環境整備に向け、政府の各種支援策のさらなる活用推進と、利活用状況を踏まえた効果測定とその情報提供を一層徹底していくことや、パートナーシップ構築宣言の普及・促進を引き続き進めていくとともに、この実効性を高めていく必要がございます。

最後でございます。若者、女性、高齢者を含む全ての県民がそれぞれの能力を活かし、意欲を

持って働くことができる多様な働き方を選択できる社会を実現していくことが重要であり、魅力ある雇用環境を整え、人財を確保していくためにも最低賃金の引上げは不可欠であると考えます。労働者代表として、今年度も真摯に審議に努めることを申し上げ、労側の主張といたします。以上でございます。

【森部部会長】

ありがとうございました。資料を基に基本的考え方の表明をいただきました。それでは、続きまして使側からお願いします。

【河野委員】

私の方から述べさせていただきます。資料等は特にございません。

まず、中小企業を取り巻く状況について申し上げます。

足元の全国物価動向につきましては、消費者物価指数が前年同月比プラス3%台と高い数値で推移しておりますが、国内企業物価指数を見ますと、5月で前年同月比プラス5.1%という数値が出ておりまして、消費者物価指数より高い水準で推移している状況となっております。

また、中小企業庁の「中小企業景況調査」によりますと、2023年4-6月期の業況判断D Iは2期連続で上昇はしておりますものの、マイナス10.8ということで、マイナス圏で推移しております。また、従業員数の過不足D Iを見ますと、全産業でマイナス21.9、業種別では建設業でマイナス36.0、サービス業でマイナス24.8ということで、非常に人手不足感が根強い状況にあると考えております。

さらに、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」で中小企業の業況判断をみると、先行きについては、全産業で1ポイント下がっているうえ、非製造業を中心に先行きの悪化を見込んでいる業種が多い状況にあります。

宮崎県内の景気は、日銀宮崎事務所の7月発表「宮崎県金融経済概況」によると「緩やかに回復している」とございます。また、民間調査会社が実施した6月期の企業動向アンケート調査でも、業況判断指数は、前期より改善されている状況になっておりますが、物価上昇が業況に与える影響のところで見ますと、9割を超える企業が「影響がある」という回答が出ております。

今年の春季労使交渉では、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しております。ただし、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業が一定程度存在していると考えております。

以上を踏まえ、今年度の審議に臨む使用者側の基本的な考え方を申し上げます。

使用者側としましても、足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金引上げ状況、賃金改定状況調査第4表の結果、人材の確保・定着の観点から、今年度最低賃金を引き上げることの必要性については、理解しているところです。

これまでも毎年毎年繰り返し申し上げてきておりますが、最低賃金制度につきましては、最低賃金法第1条に記されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であることから、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではないことを強く主張させていただきます。

また、同法第9条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」と明記されています。最低賃金につきましては、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用されます。

生産性が向上し収益が拡大した企業が賃金引上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもありません。しかし、強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断されるべきであり、生産性の向上や取引適正化への支援等によって、中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境をまずもって整備すべきであります。

したがって、従来のスタンスどおり、今期の最低賃金決定にあたっては、中小企業の賃金引上げの実態を示し、先の3要素を総合的に表している「賃金改定状況実態調査結果の第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視した審議をすべきであると考えます。

以上、今年度は、エネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、その実態をしっかりと踏まえた上で、審議をすべきであると強く要望します。

以上でございます。

【森部部会長】

ありがとうございました。労使双方から基本的考え方を表明していただきましたが、補足などはございませんでしょうか。

【酒匂委員】

私から発言させていただきます。

今般、中央最低賃金審議会から示されました目安は、公労使の3者の意見の一致をみるに至らず、公益委員見解として示されたと聞いております。

その公益委員見解につきましては、答申の中では、十分参酌するよとということ、ただ、それぞれの自主性を発揮されることを強く期待されているところでございます。

私どもといたしましては、消費者の生計費に対する昨年来の物価上昇の影響及び物価上昇による実質賃金の減少を重視する一方で、企業の支払い能力の厳しい現状については十分反映されたとは言い難いものだったと受け止めております。

最低賃金の改定による影響を受けやすく、労務費・原材料・エネルギー価格など企業物価の高騰を十分に価格転嫁できていない中小企業・小規模事業者にとりましては、非常に厳しい目安額であると思っております。

コロナゼロゼロ融資の本格的な返済が始まる中、このままでは、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、廃業・倒産が増加するのではないかと懸念しているところでございます。

地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えています。セーフティネットでもございます。物価上昇局面の中、従業員の処遇改善というのは重要でありますけれども、企業の持続的発展と両立を図る必要があると考えております。

以上のような本県小規模事業者の置かれた状況をご理解いただきまして、審議、決定いただきますよう重ねてお願いいたします。

【森部部会長】

ありがとうございます。使側から補足説明をしていただきましたが、労側から何か補足はございますか。

【中川委員】

特にありません。

【森部部長】

ただ今表明されました労使それぞれの「基本的考え方」について質問や意見交換を行いたいと思います。

ご自由に発言をしていただければと思いますけれども、何かございますでしょうか。

【野口委員】

中小企業団体中央会でございます。私どもの色々な組合さん、会員さんに調査をしておりますので、その状況を参考までに、お伝えしたいと思います。

私どもの対象の事業者は非常に規模が小さい、ほぼほぼ30人未満の事業所ということで、なかなか、先ほど、データとして示されているような統計にはどちらかというに入らない。馴染まないということで、参考ということになるのかと思うのですが、実は価格転嫁についての調査を実施しました。そうしましたところ、アバウトに6割以上、価格転嫁ができていないと、その理由が、価格転嫁、引き上げをすると、取引ができなくなるという不安があるという意見がございました。

それから、賃上げについても聞いたところでございます。今年度、これまでに賃上げをしたというのが、45%ぐらいと、割と多いのかなと思います。ただ、内訳としては、ベースアップは13%、定期昇給17%で、定期昇給は別として、ベースアップは13%とそれほど多くはないと思っていますし、率で申し上げますと、2~3%が23%、1~2%未満が20%と、ここで4割弱程度、一方4~6%引き上げたということも25%ありましたので、さきほど河野委員からもありましたように、人材確保、採用に苦労されているところも、うかがわれたのかなと思っています。

それともう1点、直近の景況調査でございますと、こちら小さな規模なので、厳しいということがお伝えできればいいと思いますが、景況感でいいますと、4月のマイナス26.6が、5月はマイナス33.3と、また悪くなって、ただ6月は、マイナス23.3と待ち直したんですけども、それでもマイナス23.3なんです。

それから収益状況は、4月がマイナス10.0、5月は、0.0ということで、これも持ち直したのですが、6月はマイナス13.3ということで、県内の中小零細企業は、非常に厳しい実態であるということが、なかなか統計に表れないということをご理解いただきたい。

今から申し上げることが本題ですけれども、先ほどビデオメッセージを拝見してまして、国の方の目安を示すにあたって、今回昨年度と比べて、要望事項をかなり充実させたという話がありました。

私どもの答申も昨年、一昨年とも付帯決議をつけさせていただいております。先ほど、河野委員からもありましたように、引上げの必要性は理解しているということでありますので、一定程度は上がるだろうとは思いますが、やはりその数字の議論は、今からですけれども、併せて、中小企業・小規模事業者に対する支援を、昨年、一昨年以上に、具体的に訴えするというのも併せて議論ができればと思っているところでございます。

以上でございます。

【森部部長】

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

【鎌田委員】

先ほど、野口委員がおっしゃったとおり、支援策のことですね。先ほど私が示したペーパーの4ページの の6のところと、同じような趣旨ではなからうかと思っています。

ここは労側としても、価格転嫁も含め、今言った環境整備をやっていくべきだろうと思っています。また、野口委員がおっしゃったように、中小零細は厳しいということは十分理解しております。

連合宮崎では、加盟組合員 35,000 人います。大企業ばかりではありません。中小企業もたくさんございます。例えばですね、厳しいですけれども、今年の春闘だったかもしれませんが、従業員の少ない中小零細企業で、賃上げの妥結が春闘で1万円です。厳しい中で1万円にしたということです。なんでか。これは人財不足なんです。

これは、使側も労側も賃金を上げて、人を確保していくんだ、という前向きな賃上げがあったと記憶しております。

厳しいのは、十分労側も理解しております。その中で、少しでも賃上げをして最低賃金を引上げるということが人財の流出の歯止めにもなるだろうと思っています。

以上でございます。

【森部部会長】

ありがとうございます。いろいろとご意見をいただきました。
他に何かございますでしょうか。

【重黒木委員】

先ほどのビデオメッセージの中でも、私どもの見解の中でも少しお話ししましたけれども、物価の中で、電気、ガスの料金が、10月以降が非常に高くなるということと、ビデオメッセージにあった消費者物価を上回る必要があるということと、エネルギーに加えて、ガソリンが10月から値上がりする可能性がある中で、宮崎においては、車社会であることを踏まえた考えが必要ではないと考えているところです。

ですので、先ほど、私どもが提示をしました物価指数もありますけれども、最低賃金が新しく発効される10月以降は更なる物価上昇も見越せるのではないということも考慮いただきたいと思います。

【中川委員】

私からは、有効求人倍率のところを着目しております。宮崎の場合は昨年もそうだったんですけども、熊本に次いで有効求人倍率が2番目、今回も大分が1.43ぐらいに上がってきておりますけれども、引き続き、九州の中でも有効求人倍率が非常に高い倍率になっているということでございますので、是非、宮崎で安心して安全で働くという観点からもですね。

また、先般、地元の新聞にも全国が1.30に対して宮崎は1.42で高水準ということと、総務省によると就業者数は増えていて、その中でも女性が、かなり増えているということ、そして高齢者もかなり増えているということもありますので、宮崎もそのような状況ではないかということで、女性や高齢者、そして、現在、労働力の要になっている大学生や高校生のアルバイトの実態を踏まえたと、やはり、交通費とか以外の賃金だけで、安心して安全で働き暮らせるという水準が必要ではないかなと思っています。

一方で、企業として支払いできる支払能力というのも大変重要であると思っています。この間、私も厚生労働省で発言させていただきましたけれども、事業主が安心して賃金引上げに取り

組めるように、今後は政府や国がしっかりと支援をしていく、手続きがしやすい最低賃金の支援策に取り組んでいただきたいと、要望も含めて思っているところです。

【森部部会長】

すべての労使委員からご意見をいただきました。ありがとうございます。

これを基に、今後議論していきたいと思っております。

それでは、議題6の「令和5年度宮崎県最低賃金額改定に関する金額提示について」ですが、昨年は1回目で労使双方から金額を提示していただきました。7月28日に中央最低賃金審議会において目安額が示されましたが、それを踏まえて現段階における金額提示が労使とも可能でしょうか。

(労使双方金額提示可能)

それでは、労側からお願いいたします。

【中川委員】

私、中川の方から、令和5年度の労働者側の金額の提示について申し上げます。

書類を準備させていただきました。

(各委員に労働者側の金額提示資料を配付)

現行853円を改定し、906円とする。

ということで、提示させていただきたいと思っております。引き上げ額53円ということでございます。

根拠につきましては、見解で述べさせていただきましたけれども、今年の春季生活闘争におきまして、連合本部が全国集計を行いました。これは全国ですので、47都道府県、すべての構成組織での回答ということになります。ここで着目しましたのが、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額の加重平均というところを考慮しております。見解の方でもお話をさせていただきましたけれども、加重平均で時給が52.78円ということで、昨年が29.35円で約30円、今年は、約53円ということでございますので、こちらの数字を持って参りました。

連合宮崎は、9月30日までが春闘となっております、今、それぞれ回答を引き出しているところでございますけれども、連合宮崎も額も率も、連合宮崎結成以来、最高の数字になっている状況でございます。

確かに、組合員によって、いろいろな額、率はございますけれども、しっかりと、粘り強く、それぞれ交渉を行っている状況でございます。

おおまかな算定の額の根拠は、こちらの方でございます。見解の方でも述べましたが、宮崎県のパートタイム労働者の募集金額では、上限が1066円、昨年は1016円と50円上がっております。下限も980円、昨年は930円とこちらも50円上がっているということも考慮させていただきますながら、現状も十分理解しつつ、今回の金額提示は906円ということでご提示をさせていただきます。

労側からは以上です。

【森部部会長】

ありがとうございます。

労側からは、金額を算定根拠の説明をしていただきました。

53 円引き上げて、906 円という提示額をいただきました。
それでは、使側からお願いします。

【河野委員】

私の方から説明させていただきます。

853 円からプラス引き上げ額 23 円という金額を提示させていただきたいと思います。

使側の基本的考え方で述べましたとおり、あくまで、ベースとなるのは3要素を総合的に表しております賃金改定状況実態調査の結果の第4表ということを主張しておりますので、第4表のところでございます。こちらのCランクの賃金上昇率が2.7%と出ております。

853 円に2.7%を掛けた23 円という金額の提示をさせていただきます。

以上でございます。

【森部部会長】

ただいま、労使それぞれの「金額提示」をいただきました。これにつきまして質問や意見交換を行いたいと思います。

ご自由に発言をお願いします。

【中川委員】

今日のところは、見解も聞かせていただき、額も提示させていただきましたので、私どもも、持ち帰らせていただいでですね。真摯に、労側も議論させていただきたいと思います。

【河野委員】

特に意見はございません。

【森部部会長】

それでは、金額提示を確認と整理したいと思います。

労側が、53 円引き上げて906 円
と提示をいただきました。

使側が、23 円引き上げて876 円
と提示をいただきました。

今回は、ここまでとしたいと思います。

次回、第2回の専門部会でこの金額審議をさらに深めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、議題7の「今後の審議スケジュール」につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【賃金室長】

先ほどの本審でも確認させていただいたところですが、6日の運営小委員会を受けての審議日

程を説明させていただきます。

今後の審議日程につきましては、日程調整は5月に全委員の皆様の都合を確認し、第1回本審で提案し、その後の運営小委員会でご検討いただいた結果を反映し、本日提示させていただいております。

専門部会資料の21ページをご覧ください。

令和5年度「宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)」でございます。

第2回専門部会を8月8日(火)午後1時30分から金額提示及び金額審議、

第3回専門部会を8月10日(木)午後1時30分から金額審議と結審と予定しております。

今年度は第3回部会がお盆直前ですので、予備日は設定していませんでしたが、全会一致を目指し、10日以降も引き続き審議を行う場合、8月14日以降となりますので、予備日として第4回の専門部会を設定する必要があるか、ご協議をお願いします。

また、他局の状況は、まだわかりませんので、予備日の設定を8日の専門部会の状況を見て決めるといふこともあるのかなと思っております。

第3回専門部会が「全会一致」で結審しましたら、最低賃金審議会令第6条第5項の採用により、専門部会の採決結果をもって審議会に答申したものとさせていただきます。

「全会一致」に至らなかった場合については、専門部会終了後そのまま第3回本審を開催して、採決の上、答申していただきたいと考えております。

仮に、8月10日(水)に答申をいただきましたら、同日中に答申要旨の公示を行いますと、異議申立ての期限が8月25日(金)になりますので、異議申出があった場合、いわゆる異議審として第4回本審を8月28日(月)の午前10時から開催させていただきたいと思っております。

また、特定最賃の改定の必要性を審議していただく検討小委員会について、第1回検討小委員会を8月16日(水)午後1時30分から開催し、関係労使の意見聴取、必要性審議、第2回を8月18日(金)午後1時30分から開催し、必要性審議と小委員会報告のとりまとめをお願いしたいと考えております。

検討小委員会の結果を踏まえて、8月28日(月)の第4回本審(異議審)の際に、特定最賃改正の必要性の有無について答申をいただく予定と考えております。

以上が、今後の審議日程(案)になります。

【森部部会長】

ただ今、事務局から専門部会の開催日程について説明がありました。皆様のご意見を伺いたいと思っております。

まず、事務局から説明がありましたように、第4回の専門部会を設定するかというところがございますが、いかがでしょうか。

8日の状況を見てから、設定するというのも十分できると思いますが、現時点では、第2回で、そうするか設定するという事によろしいでしょうか。今決めてしまうよりは良いのではないのでしょうか。

【中川委員】

室長が出された方向性で労側も賛同させていただければと思っております。

来週が、かなり、いろいろ山が出てきて、初のCランクということで、Cランクの結審状況も10日に集中しているような状況の情報ですので、8日にスケジュールが他県もわかると思いま

すので、第4回につきましては、8日の部会の時に、どうするか決めるということで進めていただければ、労側としてはありがたいなと思っています。

【森部部会長】

使側もそれでよろしいでしょうか。

【河野委員】

はい。

【賃金室長】

8日の部会では、各局の状況も資料としてお出ししたいなと思っております。

【中川委員】

Aランクは昨日から結審しています。今日、明日で決まるのではないかと思います。

【森部部会長】

それでは、今のような形で、スケジュールは進めさせていただきたいと思います。他にご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

事務局から何かございますでしょうか。

【賃金室長】

8日の状況を見て、また、調整させていただきたいと思います。

【森部部会長】

それでは、ただ今決まりましたスケジュールに沿って今後の専門部会の審議を進めてまいりますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

【森部部会長】

以上で予定された議題はすべて終了しましたが、他になにかご意見等ありますでしょうか。

無ければ、本日の議事記録につきましては、議事録を作成することとします。議事録の確認は冒頭の事務局説明の通り、重黒木委員と野口委員にお願いいたします。

また、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、今日のすべての議事は終わりたいと思います。皆様ありがとうございました。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
